



本資料には保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。  
ご不明点についてはJIO支店または保険取次店までお問い合わせください。



# リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約の概要

この保険は、保険期間中にリフォーム事業者の瑕疵担保責任の対象となる事故が発生した場合にリフォーム事業者の修補費用等をJIOがリフォーム事業者にお支払いするものです。

## JIOリフォームかし保険

- 1. 商品の名称 ..... P2
- 2. 事業者登録 ..... P2
- 3. 保険の流れ ..... P2
- 4. 保険の対象 ..... P3
- 5. 保険金をお支払いする場合と保険期間 ..... P5
- 6. 保険金をお支払いできない主な場合 ..... P8
- 7. お支払いする保険金の内容 ..... P9
- 8. 保険料・検査料 ..... P10

### [更新履歴]

2011年11月18日：住宅の規模・種類による引受条件の整理のため「4. 保険の対象」を更新しました。  
リフォーム工事の請負金額の上限(3,000万円)を撤廃しました。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人  
株式会社 日本住宅保証検査機構

## 1. 商品の名称

### ■リフォーム工事瑕疵担保責任保険

(住宅瑕疵担保履行法第19条第2号に規定される保険)

※「JIO リフォームかし保険」は「リフォーム工事瑕疵担保責任保険」の愛称です。

## 2. 事業者登録

### ■保険契約者・被保険者は、リフォーム工事を請け負う事業者です。

**ご利用には事業者登録が必要です。**

●個別の保険申込前にリフォーム事業者登録が必要です。

・事業者登録料:15,750円(税込み)

・「JIOわが家の保険」の届出事業者は10,500円(税込み)

(「JIOリフォームかし保険」と「JIOわが家の保険」の登録・届出を同時に申し込む場合も、この割引料金を適用します。)

●登録の有効期間は1年間です。(登録の受理日から1年後の同月の月末まで)

・更新料:10,500円(税込)

【保険料の割引】割引の適用には、割引条件を確認できる書面の提出をお願いする場合があります。

・登録初年度の保険料の割引は、前年度のリフォーム工事実績が4億円以上の事業者に適用できます。

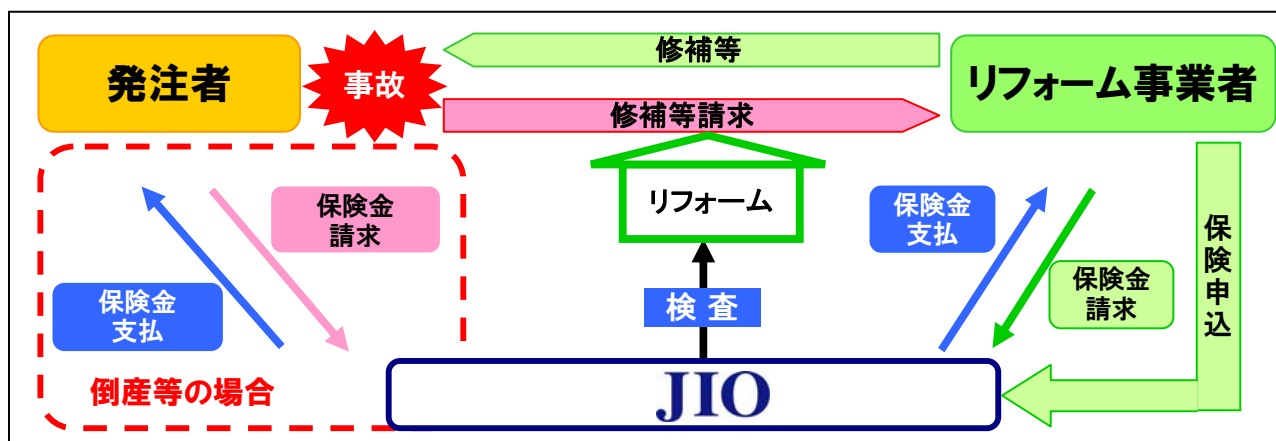
・次年度以降の保険料は、前年度の利用実績(証券発行件数等)によります。

・JIOが認定した【FC等の団体への加盟】や【特定のWebサイトへの登録】等の条件を満たす事業者には、保険料の割引を適用します。

## 3. 保険の流れ

■この保険は、リフォーム事業者の請け負った工事部分にて重大な瑕疵(欠陥)に起因する事故が発生した場合に修補が確実に出来るよう、リフォーム事業者が加入する保険です。

この保険は、発注者が安心してリフォーム工事を発注できるようするための保険です。万が一、リフォーム事業者の倒産等(相当の期間、修補等の瑕疵担保責任が実行されない)の場合は、発注者が保険金を直接受け取れる仕組みとなっています。



## 4. 保険の対象

### ■ 保険対象工事部分

この保険が対象とする「リフォーム工事部分」とは、リフォーム事業者が発注者と締結した工事請負契約書に基づく「既存住宅の一部または既存住宅と一体となった設備」にかかる工事を実施したすべての部分（以下「保険対象工事部分」といいます。）です。

- ・住宅の種類・規模によりお引受けできる工事の範囲が異なります。（併用住宅は共同住宅として扱います。）
- ・工事に伴い設置、更新、または修繕された機器、器具または設備自体の不具合は対象外となります。（設備と配管や配線の接続部分は保険対象工事部分に含まれます。）

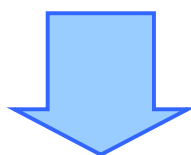
※既存住宅とは、既に人の居住の用に供した住宅をいいます。ただし、リフォーム工事の目的物に構造耐力上主要な部分が含まれている場合は、新耐震基準（昭和56（1981）年6月1日）改正の耐震基準を満たす住宅に限ります。

※併用住宅とは、一つの住戸に店舗や事務所等の居住以外に使用する部分を含む住宅をいいます。

※分譲マンション等の場合は、区分所有者が発注できる工事に限りです。

※新築工事、解体工事、撤去作業および清掃作業は含みません。

| 住宅の種類・規模          |                         | 保険の対象となる工事の範囲                                       |      |
|-------------------|-------------------------|---|------|
| 種類                | 規模                      | 専有部分  | 共用部分 |
| 戸建住宅<br>(併用住宅を除く) | 制限なし                    | ○   | —    |
| 共同住宅<br>(併用住宅を含む) | 総階数3以下かつ<br>延床面積500㎡未満  | ○   | ○    |
|                   | 総階数4以上または<br>延床面積500㎡以上 | ○<br>区分所有者が専有部分の<br>リフォームと一緒に発注する<br>共用部分(窓・ドア等)も含む | ×    |



### 引受条件の例

下表は引受条件のすべてを記載したものではありません。  
リフォーム工事が保険の対象となるかどうかはご相談ください。

| リフォーム工事の内容  | 住宅の種類・規模   | 保険の引受 | 解説   |
|---|--|-------|--|
| 専有・共用部分の工事<br>・屋根・外壁の張り替え<br>・間取り変更<br>・柱、筋交いの追加<br>・設備機器の交換<br>など            | 戸建住宅<br>木造 2階建<br>延床面積: 120㎡                     | ○     | 戸建住宅は住宅の規模による保険の対象となる工事の制限はありません。  |
|   | 店舗併用住宅<br>木造 3階建<br>1階店舗、2・3階住宅<br>延床面積: 150㎡    | ○     | 併用住宅は共同住宅として扱いますが、階数3以下かつ500㎡未満なので対象となる工事の制限はありません。  |
| 共用部分の工事<br>・屋根・外壁の張り替え<br>など  | 店舗併用住宅<br>鉄骨造 4階建<br>1・2階店舗、3・4階住宅<br>延床面積: 200㎡ | ×     | 併用住宅は共同住宅として扱い、階数4以上なので、分譲共同住宅であった場合に共用部分に相当する部分の工事は保険をお引き受けできません。   |
| 区分所有者が専有部分の<br>リフォームと一緒に発注する<br>共用部分の工事<br>・間取の変更(専有)<br>・窓・ドアの交換工事(共用)<br>など | 共同住宅<br>(分譲マンション)<br>RC造8階建<br>延床面積: 4,300㎡      | ○     | 階数4以上、延床500㎡以上の共同住宅ですが、区分所有者が専有部分のリフォームと一緒に発注する共用部分(窓・ドア等)の工事は保険をお引き受けできますが、共用部分にあたる「窓・ドアの交換工事のみ」の場合は、保険をお引き受けできません。 |
| 共用部分の工事<br>・窓・ドアの交換工事<br>など   |  | ×     |  |

**Q:昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた住宅の引受条件とはなんですか？**

A:昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の住宅で、保険対象工事部分に「①構造耐力上主要な部分」を含む場合は、リフォーム工事によって新耐震基準を満たすことが必要です。

保険申込時に、リフォーム工事により新耐震基準を満たすことが確認できる図面や資料が必要です。

**Q:同時期に同じ住宅で外壁サイディング張り替え工事とバリアフリー改修工事を行います、外壁サイディング張り替え工事のみ保険をかけられますか？**

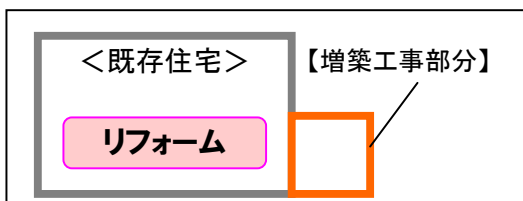
A:リフォームかし保険は、発注者とリフォーム事業者の間の工事請負契約を単位とします。外壁サイディング張り替え工事とバリアフリー改修工事を行うのが同じ事業者であっても、両方の工事がそれぞれ別の工事請負契約となっている場合は片方のみ保険をかけることが可能です。

**Q:増築工事特約の対象となるのはどんな工事？**

A:既存住宅の基礎の外周部の外側に基礎の新設を伴う増築工事です。

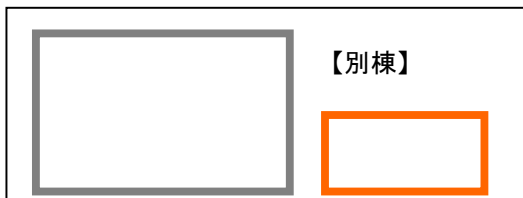
**【注意】増築工事部分が、新築住宅の住宅瑕疵担保責任保険契約の対象となるものは除きます。**

**既存住宅のリフォーム工事と増築工事を行う場合**



既存住宅を平面的に拡張して床面積を増やす工事を行う場合は、既存住宅の基礎の外周部の外側に基礎の新設を伴いますので増築工事に該当し、増築工事特約を付帯した保険契約となります。

**既存住宅と同一敷地内に別棟の増築工事を行う場合**

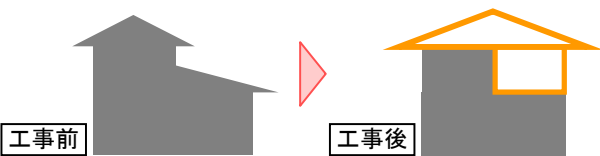


既存住宅の同一敷地内に、母屋とは別棟の増築工事を行う場合も、増築工事特約を付帯した保険契約となります。

**補足**

基礎の新設を伴わない次のような工事は、床面積は増えますが増築工事特約の対象とはなりません。

**【例①】**

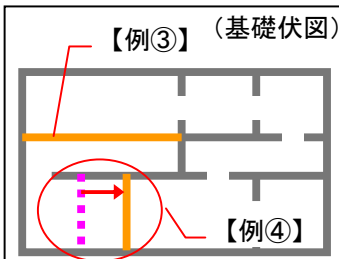
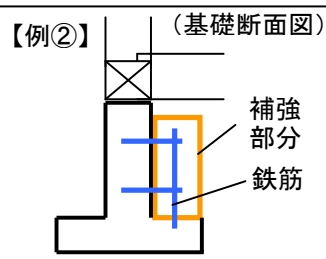


例①: 2階に1部屋 増床  
床面積は増えますが、既存住宅の基礎の外周部の外側に基礎の新設を伴わないので増築工事特約の対象とはなりません。

**補足**

次の工事は基礎の新設を伴う工事ですが、既存住宅の基礎の外周部の内側での工事ですので、増築工事特約の対象とはなりません。

**【例②】**







例②: 基礎の補強  
基礎の立上りの補強工事  
例③: 立上りの追加  
間仕切り壁の追加や位置変更に伴う、基礎立上りの新設  
例④: 立上りの位置変更  
既存の基礎を撤去して基礎の立上りを新設

## 5. 保険金をお支払いする場合と保険期間

- 保険期間中にリフォーム事業者の瑕疵担保責任の対象となる事故が発生し、修補等の瑕疵担保責任を履行して損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※ 保険期間は保険対象工事部分および保険金の支払事由によって異なります。

・発注者と住宅所有者が異なる場合には、住宅所有者から発注者に対して修補または損害賠償の請求があったもの限り発注者の損害とみなします。

| 保険対象工事部分  | 保険金をお支払いする事由(事故)   | 保険期間 |
|---|--|------|
|  ① 構造耐力上主要な部分<br>(構造)                    | 基本的な耐力性能を満たさないこと   | 5年   |
|  ② 雨水の浸入を防止する部分<br>(防水)                  | 防水性能を満たさないこと   | 5年   |
|  ③ その他の部分<br>(6ページの表 参照)                 | 社会通念上必要とされる性能を満たさないこと  | 1年   |
|  ④ 増築工事部分<br>既存住宅の基礎の外周部の外側に基礎の新設を伴う工事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと</li> <li>・雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと</li> </ul> | 10年  |

※ 保険期間の開始日は、保険対象工事が完了した日(工事完了確認書に記入された日)となります。



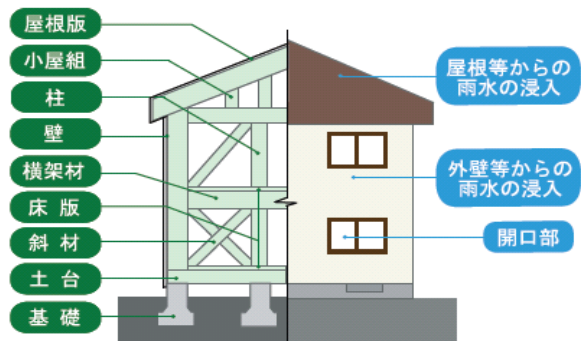
①②の部分に発生した事故であっても、③の工事部分に起因して発生した事故の保険期間は1年間となります。



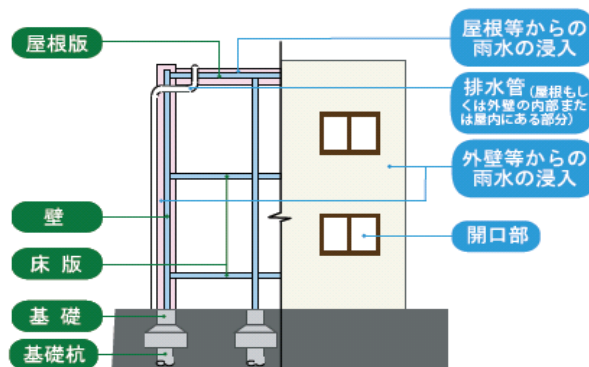
保険対象工事部分①②④の例(イメージ)

構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分

木造(在来軸組工法)



鉄筋コンクリート造(壁式工法)





### 保険対象工事部分③の例 その他の工事部分と事故の事象例(イメージ)

| 保険対象工事部分               |   | 事象例   |
|------------------------|---|---|
| コンクリート<br>工事           | 玄関土間、犬走りまたはテラス等の構造<br>耐力上主要な部分以外のコンクリート部分 | 著しい沈下、ひび割れ、不陸または隆起が生じること  |
| 木工事                    | 床、壁、天井、屋根<br>または階段等の木造部分                  | 著しいそり、すきま、割れ または たわみが生じること  |
| ボード、<br>表装工事           | 床、壁、もしくは天井等のボードまたは<br>表装工事部分              | 仕上材に著しい剥離、変形、ひび割れ、変質、浮き、<br>すき または しみが生じること                                     |
| 建具、<br>ガラス工事           | 内部建具の取付工事部分                               | 建具または建具枠に、著しい変形、亀裂、破損、開閉不<br>良または、がたつきが生じること                                    |
| 左官、<br>タイル工事           | 壁、床もしくは天井等の左官、吹付け、<br>石張り またはタイル工事部分      | モルタル、プラスター、しっくいまたは石・タイル等の仕<br>上部分もしくは石・タイル仕上げの目地部分に、<br>著しい剥離、亀裂、破損または変退色が生じること |
| 塗装工事                   | 塗装仕上の工事部分                                 | 著しい白化、白亜化、はがれ または 亀裂が生じること  |
| 屋根工事                   | 屋根仕上部分                                    | 屋根ふき材に著しいずれ、浮き、変形、破損または排水<br>不良が生じること   |
| 内部防水工事                 | 浴室等の水廻り部分の工事部分                            | タイル目地の亀裂または破損、防水層の破断<br>もしくは水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良が<br>生じること                       |
| 断熱工事                   | 壁、床または天井裏等の断熱工事部分                         | 断熱材のはがれが生じること   |
| 防露工事                   | 壁、床または天井裏等の防露工事部分                         | 適切な換気状態での、水蒸気の発生しない暖房機器の<br>通常の使用下において、結露水のしたたりまたは結露<br>によるかびの発生が生じること          |
| 電気工事                   | 配管、配線の工事部分                                | 破損または作動不良が生じること   |
|                        | コンセント、スイッチの取付工事部分                         | 作動不良が生じること  |
| 給水、<br>給湯または<br>温水暖房工事 | 配管の工事部分                                   | 破損、水漏れまたは作動不良が生じること   |
|                        | 蛇口、水栓またはトラップの取付工事部分                       | 破損、水漏れまたは作動不良が生じること   |
|                        | 厨房または衛生器具の取付工事部分                          | 破損、水漏れ、排水不良または作動不良が生じること  |
| 排水工事                   | 配管の工事部分                                   | 排水不良または水漏れが生じること  |
| 汚水処理工事                 | 汚水処理槽の取付工事部分                              | 破損、水漏れまたは作動不良が生じること   |
| ガス工事                   | 配管の工事部分                                   | 破損、ガス漏れまたは作動不良が生じること  |
|                        | ガス栓の取付工事部分                                | 破損、ガス漏れまたは作動不良が生じること  |
| 雑工事                    | 小屋裏、軒裏または床下の換気孔の<br>設置工事部分                | 脱落、破損または作動不良が生じること  |

#### 【既存住宅のリフォーム工事部分と増築工事部分の違い】

- ・ 既存住宅のリフォーム工事部分が「①構造」「②防水」の場合は保険期間は5年  
となりますが、増築工事部分では「①構造」「②防水」の保険期間は10年とな  
ります。
- ・ 増築工事部分では「③その他の部分」は保険の対象となりません。

## 工事内容と保険期間の例

### 工事例 2階にユニットバスの設置と梁の撤去・新設工事

事象例1: 梁の強度不足により、ユニットバスが傾斜し建具に開閉不良を生じた。

● 構造耐力上主要な部分にあたる梁の新設工事を実施し、梁の瑕疵に起因して不具合が生じているので、保険期間は5年となります。

事象例2: 配管の接続不良により、漏水が起きて梁を腐らせてしまい、ユニットバスが傾斜し建具の開閉不良を生じた。

● 瑕疵が発生した部分のユニットバスの配管接続不良は③その他の工事部分となるので、保険期間は1年となります。

### 工事例 外壁の塗装工事

事象例: 塗膜の著しい剥がれが生じた。

● 塗装工事は仕上材の維持・美観のための工事で、保険期間は1年となります。

※防水塗装の場合は、雨水の浸入を防止する部分の工事に該当するので、塗膜の剥がれが原因で雨水の浸入が発生した場合は、保険期間が5年となります。

### 工事例 外壁材(サイディング)の全面張り替え(防水紙の点検・補修を含む)

事象例: サイディングが破損し、雨水が室内に浸入した。

● 雨水の室内への浸入は「防水性能を満たさないこと」に該当するので、保険期間は5年となります。

※サイディングが破損しても、雨水が室内に浸入しない場合の保険期間は1年となります。

### 工事例 キッチンの取替え工事

事象例: 配管の接続不良により水漏れしたために、土台を腐らせてしまい床に傾斜が発生した。

● 損害が発生した部分が構造耐力上主要な部分であっても、請け負ったリフォーム工事は土台部分の工事ではなく、キッチンの取替え工事(③その他の部分)なので、保険期間は1年となります。

### 工事例 基礎の新設を伴う増築工事

事象例: 増築工事部分の開口部からの雨漏りが発生した。

● 増築工事部分の開口部からの雨漏りの保険期間は工事完了の日から10年間となります。

※同じ開口部の雨漏りであっても、既存住宅のリフォーム工事部分の開口部からの雨漏りであれば保険期間は工事完了の日から5年間となります。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

次に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いしません。

- 発注者、リフォーム事業者の故意または重大な過失
- 保険対象工事に伴い設置、更新または修繕された機器、器具または設備自体の不具合
- 対象住宅の著しい不適正使用(住宅設計・施工基準を上回る負荷により生じた損害または用途変更を含みます。)または著しく不適切な維持管理(定期的に必要とされる修繕を怠った場合を含みます。)
- 地震、台風、暴風雨等の自然現象または火災、落雷、爆発などの偶然または外来の事由(ただし瑕疵の原因がこれらによらないことが明らかな場合は保険金支払いの対象となります。)
- 対象住宅の虫食いもしくはねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然劣化(消耗、磨耗、さび、かび、蒸れ、腐朽、変質、変色等その他類似の事由)
- 保険対象工事部分の瑕疵に起因して生じた対象住宅以外の財物の滅失もしくはき損または対象住宅その他の財物の使用の阻害
- JIOまたはリフォーム事業者が不適当であることを指摘したにもかかわらず、発注者が採用させた設計・施工方法または資材等の瑕疵
- 保険対象工事完了後の増築・改築・修補の工事またはそれらの工事部分の瑕疵
- 保険対象工事における建材または内外装の色、柄または色調の選択(塗装作業における塗料の色の選択を含みます。)の誤り
- 保険金支払いの対象となる事故によらずに生じた防音性能または断熱性能の未達その他の発注者が意図した効能または性能の不発揮
- リフォーム事業者と発注者の間に、リフォーム工事標準保証書(JIO所定書式)によるもの以外の約定がある場合において、その約定によって保証されるリフォーム工事標準保証書の内容を超える責任

なお、免責事由は上記以外にもございます。詳細はJIOまたは保険取次店までご確認ください。



リフォーム事業者から発注者に対して、リフォーム工事標準保証書(JIO所定書式)を発行していただきます。保険証券発行の手続き時に、リフォーム工事標準保証書(JIO所定書式)の写しが必要になります。

設備自体の不具合



台風



虫食い



色・柄の違い



### ■故意・重過失による損害の取扱い

- 被保険者、工事関係者および発注者等の故意または重大な過失による損害に対しては保険金をお支払いしません。

ただし、発注者が宅建業者である場合を除き、「故意・重過失特約」を付帯しますので、故意・重過失(発注者によるものを除く)により損害が生じ、リフォーム事業者の倒産等の場合には保険金の支払対象となり、発注者に保険金をお支払いします。

保険金の支払限度額は、保険期間を通じ故意・重過失以外の損害に支払う保険金と通算して保険証券・保険付保証明書に記載の金額を上限とします(増築工事特約を付帯した保険契約では1,000万円を支払限度額とします。)

・故意・重過失損害に対してJIOが支払いを受ける「住宅リフォーム発注者等救済基金」から再保険金の額が制限

される場合は、JIOが支払うべき保険金の額について、その再保険金の額を限度とします。

## 7. お支払いする保険金の内容

### ■お支払いする保険金は次のとおりです。

- ①修補費用 …………… 事故を修補するための材料費、労務費等修補に直接必要な費用
- ②仮住居費用・転居費用 …… 対象住宅の居住者が瑕疵の補修のために住宅の一時的な移転を余儀なくされたことによって生じる仮住居費用および転居費用
- ③損害調査費用 …………… 保険対象工事部分の事故が発生したことにより修補が必要となる場合に、修補が必要な範囲、修補の方法や金額を確定するための調査に必要な費用
- ④求償権保全費用 …………… 保険金の支払対象となる損害が発生し、リフォーム事業者が他人に損害賠償の請求ができる場合にその権利を保全する手続きを行うために必要な費用
- ⑤争訟費用 …………… 瑕疵担保責任に関する争訟について必要となる訴訟、和解、調停、仲裁または示談の費用

※保険金の内容により、支払限度額の設定があります。



あらかじめJIOの承認を受けずに修補工事を行ったり、各種費用や賠償金等をお支払いになると、その一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

### ■保険金の支払限度額

#### ●リフォーム工事部分

保険期間を通算しての「1保険契約」あたりの保険金の支払限度額は、保険の対象となるリフォーム工事の請負金額によって下表の通り選択することができます。

| リフォーム工事部分の<br>請負金額 | 支払限度額 |       |       |       |         |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|---------|
|                    | 100万円 | 200万円 | 300万円 | 600万円 | 1,000万円 |
| 100万円以下            | ○     |       |       |       |         |
| 100万円超200万円以下      |       | ○     |       |       |         |
| 200万円超300万円以下      |       |       | ○     |       |         |
| 300万円超600万円以下      |       |       |       | ○     |         |
| 600万円超             |       |       |       |       | ○       |

#### ●増築工事部分

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 増築工事部分の支払限度額 | 保険期間を通算して「1保険契約」あたり 2,000万円 |
|--------------|-----------------------------|

- リフォーム工事と増築工事を併せて行う場合でも、保険金の支払限度額は工事部分ごとに上記のとおりとなります。リフォーム工事部分については選択した支払限度額(100万円、200万円、300万円、600万円、1,000万円)となり、増築工事部分の支払限度額は2,000万円となります。

・保険金の支払限度額は合計金額ではなく、リフォーム工事部分と増築工事部分のそれぞれの支払限度額となります。  
 ・故意・重過失による損害については、8ページ「故意・重過失による損害の取扱い」をご確認ください。

- 下記の費用については上記限度額の内枠で「1回の事故」あたり以下の金額を限度とします。

|               |  |
|---------------|--|
| 仮住居費用・転居費用限度額 | 50万円   |
| 損害調査費用限度額     | 50万円または修補金額の10%のいずれか小さい額<br>ただし、修補金額が100万円未満で調査費用が10万円以上の場合は10万円 |

※リフォーム事業者の故意・重過失による損害でリフォーム事業者の倒産等の場合に支払われる仮住居費用・転居費用限度額および損害調査費用限度額は、1保険契約あたり(保険期間を通算して)それぞれ上記の下線部の金額となります。

### ■支払保険金の計算式

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| リフォーム事業者(被保険者)に支払う場合             | [保険の対象となる損害の額 - 免責金額 10万円] × 縮小てん補割合 80% |
| リフォーム事業者(被保険者)の倒産等により発注者に直接支払う場合 | 保険の対象となる損害の額 - 免責金額 10万円                 |

## 8. 保険料・検査料

- 保険契約1件あたりの料金は、保険料と検査料の合計金額となります。  
○工事の内容により選択できる保険金の支払限度額や必要な検査回数が変わります。

### ■保険料について

- リフォーム工事部分の保険料は、リフォーム工事部分の請負金額(増築工事部分を除く)により選択した保険金の支払限度額によって変わります。  
・**リフォーム工事部分の請負金額が1,000万円を超える場合でも保険金額は1,000万円です。**
- 増築工事\*を実施する場合は、増築工事部分の床面積により保険料が変わります。  
\*増築工事:対象住宅の基礎の外周部の外側に基礎の新設を伴う工事

### ■検査料について

- リフォーム工事を行うすべての物件で工事完了後に工事完了検査を実施します。
- リフォーム工事に指定の構造耐力上主要な部分(構造)または雨水の浸入を防止する部分(防水)の工事が含まれる場合は、工事完了検査のほかに工事中検査を行います。  
(検査のタイミングは事前に打合わせします。)
- 保険対象工事部分のうちJIOが指定する部位については、事業者様にて施工状況がわかる写真を撮影しJIOに提出していただく必要があります。
- 増築工事を行う場合は、増築工事部分の基礎配筋検査、躯体検査を実施します。  
増築工事のみ行う場合は、増築工事部分に必要な検査のみ実施します。

### ■工事内容による保険料と検査料の組合せ

| 工事内容 | 既存住宅のリフォーム工事部分 |      | 既存住宅の<br>リフォーム工事部分<br>+増築工事 | 増築工事のみ<br>(別棟) |
|------|----------------|------|-----------------------------|----------------|
|      | 指定の構造・防水部分の工事  |      |                             |                |
|      | 含む             | 含まない |                             |                |
| 保険料  | 保険料A           | 保険料A | 保険料B                        | 保険料C           |
| 検査料  | 検査料1<br>検査料2   | 検査料2 | 検査料1<br>検査料2<br>検査料3        | 検査料3           |

※指定の構造・防水部分の工事とは、お申込みの際に『工事対象リスト』で確認します。  
工事内容により検査料1(工事中検査)が不要となる場合もあります。

### ■工事と料金の例 (この表は、算出例です。保険料・検査料の詳細は、料金表でご確認ください。)

| リフォーム工事の例  | 工事請負金額  | 保険金の支払限度額                  | 検査回数 | 料金<br>保険料+検査料 |
|--|---------|----------------------------|------|---------------|
| キッチンの交換工事  | 80万円    | 100万円                      | 1回   | 29,800円       |
| 外装(屋根・外壁)の全面改修工事<br>下地材を含む                                   | 180万円   | 200万円                      | 2回   | 49,400円       |
| 太陽光パネル設置工事   | 280万円   | 300万円                      | 1回   | 40,900円       |
| 内装工事・・・間取りの変更<br>柱・筋交いの撤去・新設を含む                              | 550万円   | 600万円                      | 2回   | 61,100円       |
| 1階に1部屋(50㎡未満)の増築と<br>既存住宅の内装工事(180万円)<br>接続部分の柱・筋交いの撤去・新設を含む | 1,200万円 | 増築部分:2,000万円<br>既存部分:200万円 | 4回   | 84,900円       |

【JIOお問い合わせ先】  
お客様相談室 電話 03-6861-9210  
受付時間:月～金 8:30～17:20 (休日 年末年始を除く)